

1 まずは、民事裁判の本質を理解する

☆ 裁判権と司法権の違いを意識！

➡裁判権：紛争を解決するだけ（お湯に手を入れて火傷するか）

➡司法権：法の適用による紛争の解決

☆ 法の適用とは

➡ 各条文の要件を満たすか：要件 a+b+c→要件を満たせば各条文の効果が発生する

☆ 民事裁判とは ➡ 要件事実をめぐる自由競争（これが当事者主義！）

2 次に、民事訴訟の各場面を整理して理解する

(1) 訴訟を開始するか ➡ 処分権主義で自由

(2) 審判対象の選択 ➡ 訴訟物の特定・明示 = 実体法上の請求権（物権に基づく請求権、各種契約に基づく請求権、契約解除による原状回復請求権、不当利得返還請求権、不法行為に基づく損害賠償請求権）

(3) 主張・立証の方式 ➡ 弁論主義：①主張責任、②自白の拘束力、③職権証拠調べの禁止

ア 主張 = 「法の適用」を求めて、要件に該当する事実に関する言い分（主張）を提出する行為

☆ 弁論主義：①＝主張についてのルール

➡要件に該当する事実の主張を提出するのはあくまでも当事者！

②＝主張と証拠にまたがるルール（①によって提出された事実に対する認否の問題）

➡相手が「自白」した部分は証明不要（179）、それ以外が争点として立証対象に

③＝証拠についてのルール（②によって立証対象となった部分の証明の問題）

➡立証対象となる事実について証拠を提出するのはあくまで当事者！

→結局、訴訟物＝請求権を基礎付ける法律の法的効果を求め、①その権利義務を生じさせるための要件に該当する事実を当事者に主張として提出させ、②自白のそれ以外の相手が対応いかんによって、争点を絞り、そして絞った争点について、③当事者が提出した証拠で認定する

☆ 主張のルール：適時提出主義（156） + ただし、時機に遅れた攻撃防御方法（157）

☆ 第1回期日のみ擬制陳述可能（158） = 訴状に対する答弁書の擬制陳述

イ 立証 = 証拠提出と証明責任

☆ 主張と立証の明確な区別 ➡ 主張は準備書面（主張書面）に書き、当事者の言い分を証拠として出したい場合は別途証拠して陳述書を作成するのが実務（証拠書面）

☆ 証明責任：証明しきれなかった場合にその責任を負う（不利益を受ける）

☆ 証明責任の軽減・転換 ➡ 法律上の推定規定の利用

☆ 争点整理と集中証拠調べ（182）（☆特に人証）（書証は主張書面とあわせて適時提出していく！）

→ 争点整理で、自白によって争点を絞り込み、争点については客観的な証拠である書証で裏付けさせ、それで不足する争点に関する立証について人証で聞くべき点を絞り込んで聞いて終わるのが一般的な裁判の流れ

☆ 証明方法（190～）：①書証②人証③当事者尋問④鑑定⑤検証⑥調査囑託⑦証拠保全

※ 民事訴訟において書証が最重要、書証の存在・内容で心証が決まる！

(4) 証拠の評価 ➡ 自由心証主義

(5) 訴訟の終了 → 処分権主義（取下げ・和解・放棄認諾）

☆ 既判力 → 当事者間において、口頭弁論終結時を基準として、訴訟物たる権利法律関係の存否の判断につき生じる

積極的作用 = 既判力の生じた判断を争う当事者の訴え提起等を排斥する

消極的作用 = 裁判所の示した判断に拘束され、これを前提として後訴の審判をしなければならない

3 そして、民事訴訟の第1審手続きの流れを確認する

原告：訴状（必要：133Ⅱ、任意：規53）作成（訴訟物・請求の趣旨＋請求の原因）

→ 裁判所：提出・受付 → 訴状審査

→ 裁判所から被告へ：訴状送達・第1回口頭弁論期日の指定・呼出し

※「送達」できなければ裁判は始まらない！その意味で「送達」は実務的にも大事！

→ 第1回口頭弁論期日

① 被告欠席、争うか不明 → 擬制自白（159Ⅲ）・弁論終結・欠席判決

② 全部自白 → 弁論終結（判決も可能な状態）・和解勧告

③ 公示送達 → 擬制自白不可（159但書）・証拠が必要に・弁論終結・判決

④ 争いあり → 訴状陳述・答弁書陳述（擬制陳述可）

④→ 弁論準備手続き（双方交互に主張補充、争点明確化、書証は順次重要なものから提出）

→ 主張・書証を一通り出しあった段階で、通常、裁判所から和解勧告

→ 陳述書提出して尋問期日（当事者尋問・証人尋問）

→ 尋問の結果踏まえて、再度、裁判所から和解勧告

→ 最終準備書面提出して、弁論終結

→ 判決

☆ 民事訴訟のまとめ

☆ → ①司法型裁判権を前提に、処分権主義で訴訟の開始・終了を当事者の意思に委ね、

↓

②弁論主義で「法の適用」をめぐって当事者に主張立証をさせ、弁論主義に関する3原則のもと、主張責任と自白の拘束力で「争点」を絞り込みながら当事者に立証させ、

↓

③その立証が要件事実の存否不明に終わった場合には、法律要件分類説による挙証責任の分配により、立証責任を負う者に対する不利益な判断という形で解決がなされる

↓

という「自由競争」のルール

以上